



平成30年3月27日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社  
代表者名 代表取締役 安藤 潔  
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q  
問合せ先 取 締 役 山口 慶一  
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

### 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成29年9月29日開示文書「当社元役員らに対する訴訟の提起および債権の取立遅延に関するお知らせ」にてお知らせしました2件の訴訟の内、東京地方裁判所へ提起しておりました当社元役員である星川征仁氏（以下、「被告」という。）に対する貸金返還請求につきまして、本日、下記のとおり判決の言い渡しがありましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 判決言渡しがあった裁判所および年月日

東京地方裁判所民事第13部

平成30年3月27日

2. これまでの経緯

当社は被告に対し、当社の取締役就任する前の平成27年2月27日、当社から金500万円を貸し付けました（以下、「本貸付契約」という。）。本貸付契約において、当社との委託および委任契約が解除された場合に、直ちに返済を行なう旨が約されておりますが、被告は平成29年3月3日付で当社取締役を辞任し、被告との取締役委任契約は解除されており、本貸付契約にかかる期限の利益を喪失しております。そうした中、被告へ貸付金の返済を求めておりましたが、誠意ある対応が得られず、進展が見込めないものと判断したため、訴訟の提起を行なっております。

### 3. 判決の内容

1. 被告は、原告に対し金 226 万 8665 円及びうち 224 万 9763 円に対する平成 29 年 8 月 1 日から支払済まで年 4 分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決は第 1. 項に限り仮に執行することができる。

### 4. 今後の見通し

当該貸付金につきましては、平成 29 年 12 月 7 日付「特別損失及び営業外費用の計上に関するお知らせ」にてお知らせしましたように、貸倒引当金繰入額を営業外費用として計上しておりますため、現時点では本判決が当社の業績に与える影響はありません。当社は、この判決を踏まえ、今後、法的手段に重点を置いた債権回収を進めてまいります。状況の変化により、適時開示が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。

以 上